

# 屋外広告物のルールが変わりました！

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を防止するため、平成30年12月に、鹿児島県屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。

## 改正内容

### 1 点検及び点検結果の報告義務について

屋外広告物については、これまでも管理義務(条例第12条)において、許可の要否を問わず、「補修その他必要な管理を行い常に良好な状態を保持しなければならない」とことされており、点検は、管理義務に含まれるものとして運用していましたが、今回、条例に明確に規定しました。

	改正前		改正後	
点検対象	全ての屋外広告物(はり紙等を除く) 【条例解釈上の整理】		全ての屋外広告物(はり紙等を除く)	
	① 許可を得た屋外広告物のうち 面積10㎡超又は高さ4m超 (点検報告義務:有)	② ①以外 (点検報告義務:無)	① 許可を得た屋外広告物のうち 面積10㎡超又は高さ4m超 (点検報告義務:有)	② ①以外 (点検報告義務:無)
点検主体	(点検対象:上記①)	(点検対象:上記②)	(点検対象:上記①)	(点検対象:上記②)
	管理者 (有資格者)	表示者、設置者、管理者 【条例解釈上の整理】	点検者(※) (有資格者又は屋外広告業の事業者団体が行う点検技能講習修了者)  (※) 条例の規定上は、一義的な点検主体は「表示者等」ですが、点検対象①については、有資格者等である点検者(詳細は規則で規定)が行うこととしています。 屋外広告物に対する技術的な知識を有した者が点検を行うことで広告物の安全性を徹底するためです。 有資格者がいない場合は、外部への委託や点検技能講習会の受講等の対応をお願いします。	表示者等 (表示者、設置者、管理者、所有者、占有者)
点検頻度	更新時(概ね3年に1回)	規定無し	更新時(概ね3年に1回)	規定無し
(点検時期)	規定無し	規定無し	許可更新の申請前3月以内	規定無し
報告義務	有り	無し	有り	無し (点検は義務付けられますが、報告義務はありません。)
	(許可更新時)		(許可更新時)	

注) 色付け部分: 条例で規定。 斜め太字: 規則で規定。

## 2 管理義務について

屋外広告物を良好な状態に保持する義務がある者について、「所有者」と「占有者」の管理責任を明確化するために、今回、条例に規定しました。

	改正前	改正後
管理義務を負う者	<p>「表示者」「設置者」「管理者」</p> <p>※『所有者、占有者は「表示者・設置者・管理者」に包含される概念である』と整理(国のガイドラインも同様)して取り扱っていました。 しかし、どうしても物理的に表示・設置した者だけが目立ちがちであり、所有者や占有者の管理責任が不明瞭となっていました。</p>	<p>「表示者」「設置者」「管理者」 + 「所有者」「占有者」</p> <p>※条例に「所有者」と「占有者」を明示し、責任の所在を明確化しました。(『「所有者・占有者」は、従来から管理義務規定を負う者として規定されている「表示者・設置者・管理者」に包含される概念である』との考え方に変更はありません。) なお、実務上は契約内容により異なることが想定され、一概に「表示者」「設置者」「管理者」「所有者」「占有者」の文言のみで特定することは困難な場合があると考えられます。</p>

## Q&A

点検実施の義務を負う者は？	⇒	<p>表示者等【条例第12条の2第1項】 (表示者, 設置者, 管理者, 所有者, 占有者)</p> <p>※表示者等がそれぞれに点検を実施するというのではなく、誰かが必ず点検(あるいは、点検者への依頼を)しなければならないということである。 また、許可を得た広告物のうち面積10㎡超又は高さ4m超の屋外広告物については、有資格者等である「点検者」に行わせることが必要。</p>
点検者の資格は？	⇒	<p>【条例第12条の2第2項, 規則第9条の2第3項】</p> <p>屋外広告士, 建築士(一級, 二級, 木造), 電気工事士, 電気主任技術者, 職業訓練指導員免許保持者(広告美術科又は帆布製品科), 技能検定合格者(広告美術仕上げ又は帆布製品製造), 職業訓練修了者(広告美術科又は帆布製品科), 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</p>
点検の頻度は？ また点検の時期はいつ頃？	⇒	<p>現在、一定の基準を超えるもの(面積が10㎡又は高さが4mを超えるもの)については、少なくとも許可更新申請前3ヶ月以内に1回は点検を実施し、その結果を報告することになっている。 それ以外については、屋外広告物の種類によって、必要な点検の頻度や時期が異なると考えられるため、点検の頻度や時期については、条例・規則では具体的に規定していない。 しかし、管理義務規定にあるとおり、「常に良好な状態を保持」するためにそれぞれの屋外広告物に応じて、適切な時期に適切な頻度で行うべきものと考えている。 このため、一定の基準を超えるものについても、許可更新前の1回の点検で良いということではなく、適切な時期に適切な頻度で実施されることを想定している。</p>

点検報告の義務を負う者は？	⇒	【条例第12条の2第3項】 表示者・設置者・更新許可申請書の管理者欄に記載されている管理者 →「安全点検結果報告書」の『報告者』欄に記入することとなる。
点検報告書の提出義務を負う者は？	⇒	【規則第6条】 屋外広告物の更新許可申請者
点検報告が必要な屋外広告物は？	⇒	【規則第9条の2第2項】 許可を得た屋外広告物のうち面積10㎡超又は高さ4m超の屋外広告物(従来の運用どおり, 更新許可申請時に添付する。)
報告書の提出先は？	⇒	許可申請窓口(関係市町村)
点検報告書を提出しない場合, 罰則はあるのか？	⇒	安全点検報告書を提出しないことによる直接的な罰則はない。 しかし, 提出がないと更新許可ができないため, 許可期間を満了すると, 遅滞なく除却しなければならない。 除却されない場合は, 許可を受けていない違反広告物となるため, その際は, 30万以下の罰金が適用される場合がある。【条例第25条】